

座間市との包括連携協定のご案内

この資料は、市が事業者等と締結する包括連携協定について、事業者等の皆様にまずご覧いただく情報として作成したものです。基本的事項は「座間市と事業者等の包括連携協定に関する要綱」に定めています。

◆ 座間市が考える包括連携協定とは

市との連携実績がある事業者と、多岐にわたる分野で連携、協力しながら課題解決に取り組み、総合計画で掲げる基本構想の実現や市民サービスの向上につなげていくための協定です。 ※対象は、市内に店舗・営業所等を有し、事業活動している事業者等

◆ 座間市が目指すまちの姿

『ひと・まちが輝き 未来へつなぐ』（第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－基本構想）

（参考）まちづくりの基本姿勢

- ・多様な主体と共に創る「共創」のまちづくり
- ・目標を意識したまちづくり
- ・新たな社会情勢と地域課題に対応した持続可能なまちづくり

◆ 連携事業の条件

提案時には、**2分野**以上で連携事業に準じる実績を有していることが必要です。

協定締結は、**3分野**以上かつ**4事業**以上の連携事業を実施することが条件です。

《分野》

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ① 共に学び、健やかに育つまちづくり | 【】は主な行政分野
【こども・子育て、教育】 |
| ② 地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり | 【シティプロモーション、産業振興】 |
| ③ 安全・安心で環境にやさしいまちづくり | 【防災・減災、脱炭素、消防】 |
| ④ 健康に暮らせるまちづくり | 【健康、医療、生涯学習、文化芸術】 |
| ⑤ 共に認め合い、支え合うまちづくり | 【地域福祉、高齢者・障がい者支援】 |
| ⑥ 緑あふれる快適なまちづくり | 【緑、公園、道路、水道】 |
| ⑦ 持続可能な行財政運営 | 【情報発信、デジタル、多様性、資産経営】 |

◆ 協定締結までの流れ

㊦提案・意見交換

①事前協議

㊧締結可否判断

㊨協定締結

- ㊦ 提案内容を確認します。双方の課題認識を共有するほか、事業者から提供可能な資源や、事業者として考えているメリットなども確認します。
- ① ㊦の結果、協定締結の実現性がある場合は、より具体的な内容の協議をします。
- ㊧ これまでの協議内容を踏まえ、協定締結の可否について最終判断をします。
- ㊨ 協定締結式を開き、協定書を取り交わします。 ※㊦～㊨まで3～6か月を要します。

お問い合わせ

座間市 地域づくり部 地域プロモーション課 魅力創出係
〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1 市庁舎4階
TEL：046-252-7961 FAX：046-255-3550

※「包括」ではない「特定分野」の連携協定は、各所管課にお問い合わせください